

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(1) 平安座総合開発株式会社 うるま市与那城平安座 8 2 9 0

47-003569 代表者 奥田 修

(土木特A、建築特A、管A、鋼構造物工事、ほ装A、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、水道施設工事、消防施設工事、解体工事)

(2) 本部造園株式会社 本部町字山川 1 4 3 2

47-002622 代表者 喜納 政竹

(土木A、石工事、ほ装A、造園工事、水道施設工事、解体工事)

2 指名停止期間

令和 4 年 8 月 2 日 ～ 令和 4 年 9 月 1 日 (1 か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)

4 事実概要

平安座総合開発(株)が受注した、施設建築課発注の「名護高校校舎改築工事(第2期・解体)」において、2次下請業者の作業員が令和4年2月24日14時55分頃、校舎内の木製棚をグラインダーのこ刃で切断作業中にグラインダーが反発し、左下腿切創を負った。

このことについて、名護労働基準監督署から平安座総合開発(株)及び2次下請業者に対して是正勧告書が出された。

5 指名停止措置理由

当該事故については、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならなかったが、当該措置が講じられていなかったことは安全管理の措置が不適切であったと認められる。

このような状況で事故が発生し負傷者を生じさせたことについては、本県指名停止等措置要領別表第1第7号の措置要件に該当する。また、同要領第8条第1項に該当することから、下請負業者についても指名停止を併せ行う。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内